

長浜市告示第117号

長浜市有害鳥獣捕獲等報償金交付要綱（平成29年長浜市告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

長浜市長 浅見 宣義

第2条第1項中「対象となる団体」の次に「（以下「交付対象団体」という。）」を加え、「（以下「交付対象団体」という。）」を削り、同項第2号中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同項第3号中「同法」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第2項中「前項に規定する団体」を「交付対象団体」に改める。

第3条第1項中「代表者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「、第1項」を「、同項各号」に改める。

第6条第1項中「報償金の交付を受けようとする交付対象団体の代表者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に、「次に掲げる書類等」を「次の各号に掲げる内容の区分に応じ、当該各号に定める書類等」に改め、同項ただし書中「第2項」を「次項の規定」に改め、同項第1号中「鳥類）にあつては、次に掲げるもの」を「鳥類） 次に掲げるもの」に改め、同項第2号中「緊急対応にあつては、有害鳥獣捕獲等活動記録票」を「緊急対応 有害鳥獣捕獲等活動記録票」に改め、同項第3号中「管理にあつては、次に掲げるもの」を「管理 次に掲げるもの」に改め、同条第2項中「前項に掲げる」を「前項各号に規定する」に改める。

別表捕獲の部鳥類捕獲の項中「捕獲」を削り、同表緊急対応の部ツキノワグマ対応の項中「対応」を削り、同部の次に次のように加える。

緊急銃猟	ツキノワグマ、イノシシ	1時間	2,000円	市の指示に基づくもの 発砲1発につき880円 を支給する。
------	-------------	-----	--------	-------------------------------------

別表機材管理の項中「箱わな・囲いわな管理」を「箱わな、囲いわな」に改める。

様式第1号及び様式第3号中

「

〒

申請者 所在地
名称
代表者
電話

印

」

様式第4号（第6条関係）

長浜市有害鳥獣捕獲等報償金交付申請書兼実績報告

年 月 日

長浜市長

あて

〒 ー

申請者 所在地
名 称
代表者
電 話

(署名又は記名押印)

年度長浜市有害鳥獣捕獲等報償金の交付を受けたいので、長浜市有害鳥獣捕獲等報償金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類等を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円 (内訳は、内訳書のとおり)
- 2 関係書類等
 - ア. 有害鳥獣捕獲記録票 (様式第5号)
 - イ. 有害鳥獣捕獲等活動記録票 (様式第6号)
 - ウ. 捕獲個体の部位 (獣類の場合は尻尾、鳥類の場合は対足一組)
 - エ. 有害鳥獣捕獲箱わな等管理票 (様式第7号)
 - オ. 箱わな等設置位置図

内 訳 書

1 対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実績調書

種 別		数量	報償金の額	金 額	備 考	
捕 獲	ニホンジカ	成獣オス	頭	円/頭	円	
		成獣メス	頭	円/頭	円	
		幼獣	頭	円/頭	円	
	ニホンザル		頭	円/頭	円	
	イノシシ		頭	円/頭	円	
	ハクビシン等外来獣		頭	円/頭	円	
	鳥類		羽	円/羽	円	
緊急 対応	ツキノワグマ		時間	円/時間	円	
	ツキノワグマ以外		時間	円/時間	円	
	止めさし		回	円/回	円	
緊急 銃 猟	ツキノワグマ、イノシシ		時間 発砲 発	円/時間 円/発	円	
機 材 管 理	箱わな・囲いわな		月	円/月	円	
交 付 申 請 額				円		

様式第6号中「平成」を削る。
様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第7条関係）

内 訳 書

種 別		数量	報償金の額	金 額	備 考	
捕 獲	ニホンジカ	成獣オス	頭	円/頭	円	
		成獣メス	頭	円/頭	円	
		幼獣	頭	円/頭	円	
	ニホンザル		頭	円/頭	円	
	イノシシ		頭	円/頭	円	
	ハクビシン等外来獣		頭	円/頭	円	
	鳥類		羽	円/羽	円	
緊急 対応	ツキノワグマ		時間	円/時間	円	
	ツキノワグマ以外		時間	円/時間	円	
	止めさし		回	円/回	円	
緊急 銃 猟	ツキノワグマ、イノシシ		時間 発砲 発	円/時間 円/発	円	
機 材 管 理	箱わな・囲いわな		月	円/月	円	
交 付 決 定 額				円		

様式第10号中

「

申請者	所在地	〒	—	
	名 称			印
	代表者			
	電 話			

」

を
「

申請者	所在地	〒	—	
	名 称			
	代表者			
	電 話			

(署名又は記名押印)

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。